

電子調査票の回答方法

以下を参考に回答を入力してください。

1 名称及び法人番号

『登記上の法人の名称』を入力します。

- プレプリント済みの場合で、表示されている内容に誤りや変更があれば修正してください。

1 名称及び法人番号		エラーチェック
<ul style="list-style-type: none">● ヒントを参照して入力してください。● 表示されている内容に変更があれば修正してください。		
登記上の法人の名称	? 必須	開発工事 ㈱
法人番号		

2 本社所在地

『本社所在地』の『郵便番号』『都道府県・市区町村名』『町丁・字・番地・号』『ビル・マンション名等』を入力します。

- プレプリント済みの場合で、表示されている内容に変更があれば修正してください。

2 本社所在地		エラーチェック
<ul style="list-style-type: none">● ヒントを参照して入力してください。● 表示されている内容に変更があれば修正してください。		
郵便番号	? 必須	100-0013
都道府県・市区町村名	? 必須	東京都千代田区
町丁・字・番地・号	? 必須	虎ノ門1丁目3-2
ビル・マンション名等	?	開発ビル5F

3 資本金の額

『資本金等の額』を入力します。

- 医療法人で資本金に該当するものがない場合は基金、社会福祉法人や学校法人の場合は基本金、宗教法人の場合は基本財産の額、その他の公益法人やNPO法人の場合は正味財産の額をご記入願います。
- いずれも該当がない場合は「0」を入力してください。
- プレプリント済みの場合で、表示されている内容に変更があれば修正してください。

3 資本金等の額		エラーチェック
<ul style="list-style-type: none">● 医療法人で資本金に該当するものがない場合は基金、社会福祉法人や学校法人の場合は基本金、宗教法人の場合は基本財産の額、その他の公益法人やNPO法人の場合は正味財産の額をご記入願います。● いずれも該当がない場合は「0」を入力してください。		
資本金等の額	? 必須	(令和6年3月31日現在) <input type="text"/> 百万円 (百万円未満四捨五入)

4 北海道内における主要業種

『北海道内における主要業種』『補足説明等』を入力します。

- 「経済センサス」の情報に基づく日本標準産業分類（中分類）にてプレプリントしておりますが、北海道内における主要業種が異なる場合など、必要に応じて修正・補足説明等をしてください。（不都合がなければ修正・補足説明は不要です）
- 業種については、下記に「道内における主要業種表」を掲載しておりますので、参考にご記入願います。
- 業種が複数にまたがる場合は、売上高・出荷額等の大きい業種を記載願います。

4 北海道内における主要業種
エラーチェック

- 「経済センサス」の情報に基づく日本標準産業分類（中分類）にてプレプリントしておりますが、北海道内における主要業種が異なる場合など、必要に応じて修正・補足説明等をしてください。（不都合がなければ修正・補足説明は不要です）
- 業種については、「道内における主要業種表」を掲載しておりますので、参考にご記入願います。
- 業種が複数にまたがる場合は、売上高・出荷額等の大きい業種を記載願います。

北海道内における主要業種 ? 必須	<input style="width: 90%;" type="text" value="総合工事業"/>
補足説明等 ?	<input style="width: 90%;" type="text" value="例) 飲食サービス業よりも宿泊業の売上高の方が大きいため、主要業種を宿泊業に修正した。"/>

道内における主要業種表	
(下記の表に該当がない場合は、主要な業種を任意にご記入ください。)	
農業	〇〇卸売業、〇〇小売業 等
林業	銀行業、協同組織金融業、貸金業、クレジットカード業、金融商品取引業、保険業 等
漁業、水産養殖業	不動産取引業、不動産賃貸・管理業 等
鉱業、採石業、砂利採取業 等	医療業、社会保険・社会福祉・介護事業 等
総合工事業、職別工事業、設備工事業 等	学校教育、学習支援業 等
〇〇(※)製造業、繊維工業、鉄鋼業、非鉄金属製造業、化学工業 等 (※)具体的内容まで記載願います。	農協、漁協、森林組合 等
電気業、ガス業、水道業、熱供給業、廃棄物処理業 等	宿泊業、飲食店、飲食サービス業 等
通信業、放送業、情報サービス業、インターネット付随サービス業、映像・音声・文字情報制作業 等	法律事務所、建築設計業、測量業、物品賃貸業、広告業、警備業、持株会社 等
鉄道業、道路旅客運送業、道路貨物運送業、水運業、航空運輸業、倉庫業、運輸に付帯するサービス業 等	洗濯・理容・美容・浴場業、旅行業、自動車整備業、機械等修理業、宗教、政治・経済・文化団体、その他民間非営利団体 等

5 記入者情報

記入される方の事業所所在地情報（『郵便番号』『都道府県・市区町村名』『町丁・字・番地・号』『ビル・マンション名等』『事業所名』『所属部課名』『電話番号』『記入者氏名』）を入力します。

『本社所在地と同じ所在地を指定する』にチェックを入れた場合、『本社所在地』の『郵便番号』『都道府県・市区町村名』『町丁・字・番地・号』『ビル・マンション名等』がコピーされます。

- プレプリント済みの場合で、表示されている内容に変更があれば修正してください。

5 記入者情報		エラーチェック	
<p>● ヒントを参照して入力してください。</p>			
記入者の所属する事業所の所在地	?	<input type="checkbox"/> 本社所在地と同じ所在地を指定する	
郵便番号	?	必須	<input type="text" value="例) 0000000"/>
都道府県・市区町村名	?	必須	<input type="text" value="例) 北海道札幌市北区"/>
町丁・字・番地・号	?	必須	<input type="text" value="例) 北十条西1丁目〇-1"/>
ビル・マンション名等	?		<input type="text" value="例) 〇〇ビル4階"/>
事業所名	?	必須	<input type="text"/>
所属部課名	?	必須	<input type="text"/>
電話番号	?	必須	<input type="text" value="011"/> - <input type="text" value="709"/> - <input type="text" value="2311"/>
記入者氏名	?	必須	<input type="text" value="例) 北海 太郎"/>

6 北海道内におけるたな卸資産

『北海道内におけるたな卸資産』を入力します。

- たな卸資産欄には「翌期以降、販売・生産等のために使用することを目的として保有されるもの」について記載願います。
(たな卸を行っている法人のみが対象です。記載に当たっては下記「たな卸資産欄に記入するもの」を参考に、貸借対照表等を参照願います。)
- 税別経理をされている法人は、該当する欄のプルダウンリストから『消費税抜き』を選択してください。
- 該当がない場合は「0」を入力してください。
- プレプリント済みの場合で、表示されている内容に変更があれば修正してください。

6 北海道内におけるたな卸資産				エラーチェック
<ul style="list-style-type: none"> ● たな卸資産欄には「翌期以降、販売・生産等のために使用することを目的として保有されるもの」について記載願います。 (たな卸を行っている法人のみが対象です。記載に当たっては「たな卸資産欄に記入するもの」を参考に、貸借対照表等を参照願います。) ● 税別経理をされている法人は、該当する欄のプルダウンリストから「消費税抜き」を選択してください。 ● 該当がない場合は「0」を入力してください。 				
令和5年度末帳簿価格	?	必須	<input type="text"/>	百万円 (百万円未満四捨五入) 消費税込み ▼
令和4年度末帳簿価格	?	必須	<input type="text"/>	百万円 (百万円未満四捨五入) 消費税込み ▼

たな卸資産欄に記入するもの

1. 商品及び製品（製品在庫、流通品在庫）
2. 仕掛品及び半製品（仕掛品在庫）
※仕掛工事中の船舶や車両等の移動性償却資産及び重機械器具を含む
3. 原材料及び貯蔵品（原材料在庫）
※生産、販売、管理等のために消費される原材料や消耗工具、備品、事務用品、荷造・包装用品等が対象です。

ただし、これらのうちで下欄1~4に該当するものは、たな卸資産から除いてください。

たな卸資産欄から除くもの

1. 建設業における他からの受注による仕掛工事高及び完成工事高
2. 建設仮助定(船舶、車両等の移動性償却資産及び重機械器具)における他からの受注による完成工事高
3. 金融保険業における有価証券保有高
4. 不動産業における転売用土地及び建物

7 北海道内における有形固定資産

『北海道内における有形固定資産』を入力します。

- 有形固定資産には、「取得単価 20 万円以上かつ耐用年数 1 年以上の事業用の建物、車、設備機械、備品等」について記載願います。
- 下記「有形固定資産区分表」を参考にして、令和5年度に**新たに取得した**有形固定資産の合計金額をご記入願います。
- 建設仮勘定の科目を設けていない法人については、「有形固定資産区分表」で該当する部分の令和5年度に**新たに取得した**帳簿上の実施額をご記入願います。
- **税別経理をされている法人**は、該当する欄のプルダウンリストから『消費税抜き』を選択してください。
- 該当がない場合は「0」を入力してください。
- プレプリント済みの場合で、表示されている内容に変更があれば修正してください。

7 北海道内における有形固定資産
エラーチェック

- 有形固定資産には、「取得単価20万円以上かつ耐用年数1年以上の事業用の建物、車、設備機械、備品等」について記載願います。
- 「有形固定資産区分表」を参考にして、令和5年度に新たに取得した有形固定資産の合計金額をご記入願います。
- 建設仮勘定の科目を設けていない法人については、「有形固定資産区分表」で該当する部分の令和5年度に新たに取得した帳簿上の実施額をご記入願います。
- 税別経理をされている法人は該当する欄のプルダウンリストから「消費税抜き」を選択してください。
- 該当がない場合は「0」を入力してください。

令和5年度新規取得額
?
必須

百万円 (百万円未満四捨五入)

消費税込み ▼

有形固定資産区分表

北海道内における有形固定資産の対象となるもの	対象とならないもの
<ol style="list-style-type: none"> 1. 建物及びその付属設備（住宅分は除く） 2. 構築物 3. 機械及び装置 4. 船舶 5. 航空機、車両及び運搬具 6. 工具器具及び備品 7. 土地の造成費及び改良工事費 8. その他（牛馬、果樹等特別に勘定科目を設定しているもの） 9. 令和5年度中に建設仮勘定を設定したもの（船舶や車両等の移動性償却資産及び重機械器具を除く。） 10. 船舶や車両等の移動性償却資産及び重機械器具の建設仮勘定のうち令和5年度中に本勘定に振り替えたもの 11. 令和5年度中に1年を超えるファイナンス・リース契約を新たに結び、有形固定資産として取得したとみなしたときの取得価格合計額（賃借料（リース料）ではない） 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 土地の購入費 2. 居住用住宅及び居住産業併用建築物の住宅分 3. 既存の建物及び中古資産の購入費 4. 営業権、工業所有権、試験研究費等の無形固定資産や繰延資産、有価証券等の投資資産 5. 取得価格が20万円未満の少額資産または耐用年数が1年未満の資産 6. 令和4年度から繰り返した建設仮勘定で令和5年度に本勘定に振り替えたもの（船舶や車両等の移動性償却資産及び重機械器具を除く。） 7. 船舶や車両等の移動性償却資産及び重機械器具の建設仮勘定のうち令和5年度中に本勘定に振り替えないもの

※ 太字部分「建設仮勘定」については科目を設けている法人に対する項目です。

建設仮勘定とは、建物、機械、船舶、車両等の有形固定資産を取得する際のうち、取得するまでに時間を要する場合について、取得のために払った材料費、経費などを完成するまで一時的に計上しておくための勘定科目のことです。

8 北海道内における減価償却実施額（減少分含む）

『北海道内における減価償却実施額（減少分含む）』を入力します。

- 北海道内における減価償却実施額については、下記「有形固定資産区分表」の「北海道内における有形固定資産の対象となるもの」の1～8及び11について、令和5年度実施額を次のとおりご記入願います。

[令和5年度末の減価償却費の合計（中古品を除く）]

+

[令和5年度中に減失、除却、減損損失計上等により資産勘定から除去した額の合計（中古品やスクラップの純販売額を除く）]

- 税別経理をされている法人は、該当する欄のプルダウンリストから『消費税抜き』を選択してください。
- 該当がない場合は「0」を入力してください。
- プレプリント済みの場合で、表示されている内容に変更があれば修正してください。

8 北海道内における減価償却実施額（減少分含む）

エラーチェック

- 北海道内における減価償却実施額については、[「有形固定資産区分表」](#)の「北海道内における有形固定資産の対象となるもの」の1～8及び11について、令和5年度実施額を次のとおりご記入願います。

[令和5年度末の減価償却費の合計（中古品を除く）]

+

[令和5年度中に減失、除却、減損損失計上等により資産勘定から除去した額の合計（中古品やスクラップの純販売額を除く）]

- 税別経理をされている法人は該当する欄のプルダウンリストから「消費税抜き」を選択してください。
- 該当がない場合は「0」を入力してください。

令和5年度実施額

? 必須

百万円（百万円未満四捨五入）

消費税込み ▼

有形固定資産区分表

北海道内における有形固定資産の対象となるもの	対象とならないもの
1. 建物及びその付属設備（住宅分は除く） 2. 構築物 3. 機械及び装置 4. 船舶 5. 航空機、車両及び運搬具 6. 工具器具及び備品 7. 土地の造成費及び改良工事費 8. その他（牛馬、果樹等特別に勘定科目を設定しているもの） 9. 令和5年度中に 建設仮勘定 を設定したもの（船舶や車両等の移動性償却資産及び重機械器具を除く。） 10. 船舶や車両等の移動性償却資産及び重機械器具の 建設仮勘定 のうち令和5年度中に本勘定に振り替えたもの 11. 令和5年度中に1年を超えるファイナンス・リース契約を新たに結び、有形固定資産として取得したとみなしたときの取得価格合計額（賃借料（リース料）ではない）	1. 土地の購入費 2. 居住用住宅及び居住産業併用建築物の住宅分 3. 既存の建物及び中古資産の購入費 4. 営業権、工業所有権、試験研究費等の無形固定資産や繰延資産、有価証券等の投資資産 5. 取得価格が20万円未満の少額資産または耐用年数が1年未満の資産 6. 令和4年度から繰り返した 建設仮勘定 で令和5年度に本勘定に振り替えたもの（船舶や車両等の移動性償却資産及び重機械器具を除く。） 7. 船舶や車両等の移動性償却資産及び重機械器具の 建設仮勘定 のうち令和5年度中に本勘定に振り替えないもの

※ 太字部分「建設仮勘定」については科目を設けている法人に対する項目です。

建設仮勘定とは、建物、機械、船舶、車両等の有形固定資産を取得する際のうち、取得するまでに時間を要する場合について、取得のために払った材料費、経費などを完成するまで一時的に計上しておくための勘定科目のことです。